

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 6 年 7 月 22 日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1. 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 佐賀県医療センター好生館医事業務委託
- (2) 業務目的 当館の外来業務・時間外業務等を一括して委託することによって、業務の効率化と患者サービスの質的向上を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容 「佐賀県医療センター好生館医事業務委託仕様書」による
- (4) 履行期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで
- (5) 履行場所 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 入札公告日の時点で、一般病床数が 400 床以上の DPC 業務を行っている医療機関において、医事業務の実績を有すること。
- (2) 法人税(個人事業者にあたっては所得税)及び地方消費税ならびに佐賀県内に本店、支店、営業所を有する場合は、佐賀県の県税に未納がないこと。
- (3) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 2 条第 5 項に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の決定がなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ②暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ③暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 入札手続等に関する事項

(1) 入札参加資格確認申請書等の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町中原 400 番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課契約係
電話：0952-28-1153
FAX：0952-28-1253
電子メール：keiyaku@koseikan.jp

(2) 仕様書等の交付方法および交付期間

令和 6 年 7 月 22 日(月曜日)から令和 6 年 7 月 30 日(火曜日)までの 8 時 30 分から 17 時までの間に(1)の場所で随時交付する。(土曜、日曜日及び祝日を除く。)
また、佐賀県医療センター好生館のホームページ(<http://www.koseikan.jp/>)からも入手できる。

(3) 入札参加資格確認申請書類等の提出

①入札者に求められる義務

ア 入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書に納税証明書その他の関係資料を添えて、(1)に令和 6 年 7 月 30 日(火曜日)17 時までに提出しなければならない。提出方法は、持参または郵送によることとする。なお、郵便により提出する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、提出期限までに必着のこと。

イ 入札参加希望者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。なお提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

ウ 入札参加資格確認申請書提出後に、本入札への参加を辞退する場合には速やかに辞退届を提出しなければならない。

②仕様書等への質疑

ア 入札参加希望者は仕様書等への疑義があるときは、令和 6 年 7 月 29 日（月曜日）17 時まで当館が指定する質疑書を(1)の電子メールアドレスに送信すること。なお、電話や口頭での質疑は一切受け付けない。

③入札参加資格の確認及び質疑回答

ア 提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定する。

イ 入札参加資格の確認結果及び質疑回答は、令和 6 年 8 月 2 日(金曜日)までに各入札参加申請者へ通知する。

(4) 入札及び開札の日時並びに場所

①日時 令和 6 年 8 月 6 日（火曜日）午前 10 時から

②場所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 本館 2 階 応接会議室 A

③提出方法 入札書は持参による提出とする。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない好生館職員を立ち合わせて行うものとする。

(6) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 18 条第 1 項第 3 号により免除する。

(7) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

①入札に参加する資格のない者

②入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者

③当該入札について不正行為を行った者

④入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

⑤一人で二以上の入札をした者

⑥代理人でその資格のない者

⑦前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(8) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。なお、この場合の損害は入札者の負担とする。

①入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

②天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。

(9) 契約者及び契約額の決定方法

①予定価格の範囲内で申し込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場

合は、申し込みをした価格が低い者から順に交渉順位を付す。なお、最も価格の低い者が2人以上あるときは、くじ引きにより上位の交渉権者を決定する。

また、予定価格の範囲内で申し込みをした者がなかった場合には、最大3回まで入札を実施する。

- ②交渉権者のうち、最も価格の低い者を第一交渉権者とし、その者との交渉により契約額を決定する。なお、交渉が不調となり、契約締結の見込みがないと判断した場合には、交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行い契約額及び契約者を決定する。
- ③前号により、契約額の合意がなされた場合には、契約金額確認書を提出するものとする。

4. その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。